

大田区都市計画審議会（第 1 8 4 回）

目 的	1. （仮称）大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について（景観法に基づく意見聴取） 2. 東京都市計画公園（石川公園）の変更（大田区決定）について 3. 東京都市計画公園（三本松公園）の変更（大田区決定）について 4. 東京都市計画公園（田園調布若竹公園）の変更（大田区決定）について 5. 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について 6. 大田区都市計画マスタープランの進行管理（令和 5 年度実施）について（京浜島二丁目） 7. 羽田空港跡地第 1 ゾーンにおける都市計画変更（大田区決定）についての経緯の報告について
日 時	開会 1 4 時 0 0 分 令和 6 年 1 0 月 2 4 日（木） 閉会 1 5 時 3 0 分
場 所	田園調布せせらぎ館 第一多目的室 A ・ B
委 員	○ 中西正彦 欠 谷口守 ○ 三浦詩乃 ○ 水野泰孝 ○ 山中誠一郎 ○ 佐谷和江 ○ 高瀬三徳 ○ えびさわ圭介 ○ 秋成おさむ ○ 田村英樹 ○ 伊藤つばさ ○ 津田智紀 ○ 鈴木英明 ○ 北見公秀 ○ 峯 滋 ○ 荻野稔 欠 高谷博文 ○ 三浦史雄 ○印出席者
出 席 幹 事	副区長（川野） まちづくり推進部長（西山） 都市計画課長（深川） まちづくり計画調整担当課長（西山） 公共交通・臨海部担当課長（戸塚） 建築審査課長（大塚） 公園課長（小泉） 清掃事業課長（三須） 空港基盤担当課長（中山）

傍聴者 3 名

議 事	第 1 号議案 （仮称）大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について（景観法に基づく意見聴取） 事前協議 ・東京都市計画公園（石川公園）の変更（大田区決定）について ・東京都市計画公園（三本松公園）の変更（大田区決定）について ・東京都市計画公園（田園調布若竹公園）の変更（大田区決定）について ・建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について 報告 ・大田区都市計画マスタープランの進行管理（令和 5 年度実績）について ・羽田空港跡地第 1 ゾーンにおける都市計画変更（大田区決定）についての経過の報告について																		
議決事項 第 1 号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。																			
その他 <table> <tr> <td data-bbox="245 846 405 882">第 1 号議案</td><td data-bbox="660 846 836 882">諮問文（写）</td></tr> <tr> <td data-bbox="405 882 564 918">事前資料 1</td><td data-bbox="660 882 1362 958">区立公園 3 か所における東京都市計画公園の変更（大田区決定について）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="245 958 373 994">事前協議</td></tr> <tr> <td data-bbox="405 994 628 1030">事前資料 2－1</td><td data-bbox="660 994 1362 1070">建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について（京浜島二丁目）</td></tr> <tr> <td data-bbox="533 1070 628 1106">2－2</td><td data-bbox="660 1070 1362 1146">建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について（京浜島二丁目）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="245 1146 341 1182">報 告</td></tr> <tr> <td data-bbox="405 1182 564 1218">報告資料 1</td><td data-bbox="660 1182 1394 1249">2 0 4 0 年代の将来都市像の実現に向けて（大田区都市計画マスタープランの進行管理）</td></tr> <tr> <td data-bbox="533 1249 564 1285">2</td><td data-bbox="660 1249 1394 1326">東京都市公園 第 4 ・ 3 ・ 1 2 4 号 羽田空港公園について</td></tr> <tr> <td data-bbox="533 1326 564 1361">3</td><td data-bbox="660 1326 1235 1361">第 1 8 1 回大田区都市計画審議会 本文</td></tr> </table>		第 1 号議案	諮問文（写）	事前資料 1	区立公園 3 か所における東京都市計画公園の変更（大田区決定について）	事前協議		事前資料 2－1	建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について（京浜島二丁目）	2－2	建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について（京浜島二丁目）	報 告		報告資料 1	2 0 4 0 年代の将来都市像の実現に向けて（大田区都市計画マスタープランの進行管理）	2	東京都市公園 第 4 ・ 3 ・ 1 2 4 号 羽田空港公園について	3	第 1 8 1 回大田区都市計画審議会 本文
第 1 号議案	諮問文（写）																		
事前資料 1	区立公園 3 か所における東京都市計画公園の変更（大田区決定について）																		
事前協議																			
事前資料 2－1	建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について（京浜島二丁目）																		
2－2	建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について（京浜島二丁目）																		
報 告																			
報告資料 1	2 0 4 0 年代の将来都市像の実現に向けて（大田区都市計画マスタープランの進行管理）																		
2	東京都市公園 第 4 ・ 3 ・ 1 2 4 号 羽田空港公園について																		
3	第 1 8 1 回大田区都市計画審議会 本文																		

深 川 幹 事 皆様こんにちは、時間となりましたので始めさせていただきたい
と思います。

改めまして、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして誠に
ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、大田
区まちづくり推進部都市計画課長の深川です。どうぞよろしくお願
いします。それでは、座って失礼いたします。

まず、審議に入る前に、委員の紹介をさせていただきたいと思
います。これまでご都合によるW e bでの参加をされておりました三
浦（詩）先生が、本日対面でご参加いただけましたので、副区長の
川野より紹介させていただきます。

川 野 幹 事 それではご紹介をさせていただきます。学識経験のある者の委員
として委員をお願いしております、三浦詩乃委員様でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

深 川 幹 事 それでは、本日の資料を確認させていただきます。まず資料の一
番上に次第が記載されております。この次第の裏面には座席表、ま
た次の紙は委員名簿と幹事名簿がございます。

続きまして、左上に第1号議案と書いたホチキスどめの資料がご
ざいます。これが本日ご審議いただきます景観の資料になりまして、
ページの右下に通し番号を振らせていただいております。

続いて別の資料になりますけれども、事前協議資料1というのが
都市計画公園に関するもので、これにつきましては事前協議の2－
1、2－2です。

そのほかですけれども、報告案件として、都市計画マスタープラン
の進行管理に関する資料、こちらがございます。

また、前回の都市計画審議会の際に皆様にアンケートにご協力い
ただきまして大変ありがとうございました。その資料もつけさせて
もらっております。

また、次第にはございませんが、1件、急遽追加させていただき
たい案件がございます。昨年の12月に都市計画審議会において決
定いただきました「羽田空港跡地第1ゾーンにおける都市計画変更
について」というのが、決定に当たりまして付記がございます。内
容としましては、その後の経過・進捗について、この都市計画審議

会で適宜報告することとなっておりますので、前回決定いただいてからおおむね1年たちますので、本日報告させていただきたいと思っています。

資料については以上となります。

まず、会の前にアンケートの報告を私から少しさせてください。アンケートの資料をご覧くださいでしょうか。タブレットにも表示させてもらっております。

この会の進行に当たりまして、タブレットのほうを導入させていただいておりますが、皆様からいただいた意見としては、ペーパーレス化は推進すべきですけれども紙の資料も必要ですというお話や、タブレット端末も前回までは事務局のほうで画面表示して触らないでくださいという案内だったんですが、今日この後、別途また説明しますが、ご自由に見ていただけるような説明もしますので、それについてもそういう操作ができたほうが良いというご意見をいただいております。

また、今後ですけれども、しばらくの間は紙とタブレット両方を併用させていただきながら、事前に送る資料も紙かデータ、もしくは両方という形で使いやすいような形で選べるように柔軟に進めていきたいと考えてございます。

それと、タブレットの操作につきましてですけれども、お手元にラミネートしたA4サイズの紙を置かせていただきました。タブレットの画面、今皆様、どこか端のほうに黄色い耳の絵があるかと思うんですけれども、これが黄色くなっているときは事務局の操作によって同じ画面が出ております。もしご自身で違うページを見られたいときには、黄色くなってる耳の「参加」というところを押していただくと、ここの色がグレーになります。色がなくなった状態であれば皆様のご自由にスクロールしたり、拡大縮小もできます。また途中で事務局が共通で出しているもののほうに任せるときには押していただいて、黄色にさせていただけたらと思います。

操作していく中で「発表」という文字と、あと人の顔の絵が出てくるアイコンがあるんですけども、それは押さないでください。それを押してしまいますと、押した方が発表者になってしまうので。

もし私が押したら、事務局のこの真ん中の端末じゃなくて、私自身が操作するようになります。押された方が発表者になってしまうので、その点だけご注意くださいと思います。

会議の途中で操作不明な点がありましたら、事務局の者がすぐ参りますので、手を挙げるとかお声がけいただけたらと思います。

また、アンケートの中で、審議会終了後、本年度から始めている周辺の視察ですとか、会場も変えたりといったことについてもご意見をいただきました。現場視察については、蒲田駅、池上駅、平和島駅、洗足池周辺など、これからいろいろまちの動きがあるところを見学したいというお話や、あと臨海部はなかなか行く機会がない方も多いかと思うんですけれども、それも陸地からではなくて、船に乗って海のほうから見るとまた違う見方ができるんじゃないかというご意見もいただいております。そういったご意見を踏まえて、引き続きこの会議がより有意義なものになるように改善していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから議事を進めていきたいと思います。会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

中 西 会 長 皆様、よろしくお願いします。

それでは開会に先立ち、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして、事務局より報告願います。

深 川 幹 事 本審議会の成立につきましてご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区都市計画審議会条例第5条第2項において、審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されております。

また、大田区都市計画審議会運営規則第3条において、会議への出席とは、開催場所に参集することのほかWeb会議システムに接続することを言うとして規定されてございます。

本日の出席状況でございますが、委員18名のうち出席15名、欠席3名、また傍聴は3名となっております。

以上です。

中 西 会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありました

ように定足数を満たしておりますので、本審議会は成立となります。

ここで第184回大田区都市計画審議会の開会を宣言いたします。

審議に先立ち、本日の審議会の議事録署名委員を決めたいと思いますが、今回はえびさわ委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

えびさわ 委員 はい。

中 西 会 長 ご本人に伺いましたのでそうしたいと思いますが、よろしいでしょうか、皆様。

（「異議なし」の声あり）

中 西 会 長 ありがとうございます。

それではえびさわ委員、議事録の署名につきましてよろしく願いします。

ここで傍聴者の入室を許可します。

（傍聴者入室）

中 西 会 長 入室が終わったようですので進めたいと思います。

それでは、本日の議題につきまして、事務局より報告をお願いします。

深 川 幹 事 本日は諮問案件が1件、事前協議案件が4件、報告案件が次第では1件ですが、先ほど説明したとおり2件となります。どうぞよろしく願いいたします。

中 西 会 長 それでは審議に入ります。

大田区長より大田区都市計画審議会会長宛てに、令和6年10月10日付で、第1号議案（仮称）大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について、計画に基づく意見聴取が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

深 川 幹 事 諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました、諮問文の写しをご覧ください。

第1号議案（仮称）大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について。

景観法に基づく意見聴取。このことについて、景観法第9条第8項において準用する同法第9条第2項の規定により、貴審議会の意

見を求めます。

諮問文の朗読は以上でございます。

中 西 会 長 それでは、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いします。

西山（徹）幹事 では、私、まちづくり計画調整担当課長の西山からご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

本件でございますけれども、5月8日の当審議会を受けます、骨子案報告に引き続きまして、景観法に基づく意見聴取を行わせていただければと存じております。なお、資料に関しまして、お手元の概要版となる事前資料1と、改めて事前資料2としまして、変更案の本編をご提出しております。詳細等はそちらの資料2のほうを改めてご覧いただければと思います。本日は資料1のほうでご説明させていただきます。ではご覧ください。

前回の骨子案からの主な進捗部分についてご説明をさせていただければと思います。資料2ページ目の項番5の1をご覧ください。次のページになります。

池上通りを中心としました赤の一点鎖線で囲んだ部分を景観形成計画重点地区といたしまして、地区独自の目標や基準などを定め、重点的に景観形成を図ってまいります。

また、青の一点鎖線で囲んだ部分を景観保全誘導区域としまして、景観形成重点地区、先ほどの赤線ですね。こちらと連携した景観誘導を図ってまいりたいと考えてございます。

また、右側、項番5－2にお示しのとおり、豊かな地形や空間を生かし魅力ある景観づくりであったり、歴史文化と調和した景観づくりなどの全体方針に加えまして、景観形成重点地区におきましては、地形の変化を歩き、楽しめる、にぎわいのある景観づくりでありましたり、景観保全誘導区域に関しましては、景観形成重点地区の背景となる外濠の地形や緑の保全など、それぞれの地区や区域に応じた方針を定めることで、エリアごとの特性を生かしながらも、一体的な景観誘導を図りたいというふうに考えてございます。

では、次のページ、3ページ目をご覧ください。

項番5－3、左上のほうをご覧ください。本エリアでございます

けども、建築、工作物、そして開発行為などに対しまして景観形成基準を定めまして、当該基準に基づいた誘導、こういったものを図ってまいります。

例としましては、例えば建築物の建築に際して配置という項目であれば、周囲との調和や連続性に配慮する、こういった景観形成基準を定めてまいりたいと考えております。これらの景観形成基準の適用イメージを、半分下のほうの項番の5－4にイメージを示してございます。併せてご覧いただければと思います。

続きまして、最後の4ページ目でございます。

項番5－6、5－7、全体を合わせてご覧いただければと存じます。先ほどの景観形成基準と合わせまして、色彩基準を設けてまいります。主なポイントといたしましては、2階以下と3階以上の基本色の採用範囲ですね。色の採用範囲を分けることによって、周囲との調和であったり、連続性あるいは圧迫感の軽減、こういったものも図ってまいりたいというふうに考えてございます。

本件のご説明は、簡単ですが以上となっております。

中 西 会 長 ありがとうございます。

それでは本件につきまして、皆様からご質問やご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本件につきましては、これまでも事前の説明等でありましたので、ある程度皆様にご理解いただいているという前提ではありますが、景観づくりについての意見等があればということですので、よろしくをお願いします。

今日、Web参加の委員はもう入っていらっしゃいますか。では、発言の前に、誰が発言しているか分かるようにお名前を名のってから発言いただければと思います。いかがでしょうか。

伊藤さんをお願いします。

伊 藤 委 員 すみません。伊藤と申します。

もしかしたら基本的なところかもしれないんですが、教えてください。

5－3のところに、景観形成基準とあって、その説明のところに景観を誘導するというふうにあるんですけれども、これは実際どう

いうふうに設定した景観のほうを誘導していくのか。その辺り、想定しているものがあれば教えていただきたいと思います。

中 西 会 長 事務局、お願いします。

西山（徹）幹事 まちづくり計画調整担当課長の西山でございます。

委員のほうから今、お話を頂戴しました、景観基準に関しましては、先ほど少し触れさせていただいたとおり、次のページの景観基準、項番５－３のこういった景観形成基準、こういったものを事業者の方々、あるいは区民の皆様にお示しさせていただきまして、こういった基準を基に設計上の配慮をしていただくといったことで、今回の変更をしていきたいと考えております。

伊 藤 委 員 ありがとうございます。基本的にはこちらから説明をして納得をいただいて、その上で建築物なり周囲の景観に配慮していただくということで、あくまでも任意というかそういう形で理解してよろしいでしょうか。

西山（徹）幹事 まちづくり計画調整担当課長の西山です。

改めまして、ある一定規模の建築物に関しましては、大田区の窓口で協議等をしていただいております。なので、今回も一定規模以上のものに関しては、書類等の届出等、事前協議等のやり取りが必ず発生するという事になっていきます。

中 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 すみません、度々。伊藤です。

ということは、基本的には書類とかでのやり取りをしながら、例えばこの基準に合っていないものを提出されたときに、区としてはどういう対応をされるのか、念のために教えてください。

中 西 会 長 事務局、お願いします。

西山（徹）幹事 西山でございます。

改めまして、窓口では、ぜひともこの基準をこういった形で守っていただけないでしょうかとお願いをしっかりとっていくようなご指導をさせていただいております。

伊 藤 委 員 すみません。ある程度はご納得いただけるものかというふうに思うんですけども、ただ、これを設定するのに当たって、例えば費用がかかったりですとか、経済的に難しい状況などもあり得るのかな

というふうに思うんですけど、そういった場合の区のご支援だったりとかというのは、今のところ想定されていないのでしょうか。

中 西 会 長 西山課長、お願いします。

西山（徹）幹事 改めまして、西山でございます。

基本的にはそういった金銭等補助だとかは特に現在ございません。

伊 藤 委 員 分かりました。ありがとうございます。

中 西 会 長 都市計画課長、お願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

1 点、補足させてください。

今回のこの八景坂地区の景観につきましては、区が一方的に決めてこういうふうに決めていこうというのではなくて、地元の方々からこういったまちづくりを、ぜひ景観に配慮したまちをという声があり、そういった協議を10年以上続けていく中で、今この形にまとまって、今回意見をということで新規に上げている、そういった経緯がございます。

中 西 会 長 よろしいですか。

伊 藤 委 員 すみません。伊藤でございます。

ある程度の合意形成は図れるということで理解をさせていただいたので、はい、ありがとうございます。

中 西 会 長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

じゃあ、えびさわ委員お願いします。

えびさわ 委員 大田区議会議員、えびさわでございます。

今、伊藤委員からもお話があったように、当然、条例化をすることでもないというところで合意形成を取ってきた形で、皆さんご協力いただきたいというところで考えたときに、そういう補助もあるわけでもないというところで、これは新築する建物に対してかかる部分で、既存であるところをこういう色にきなさいとかということではないということですよね。

西山（徹）幹事 まちづくり計画調整担当課長、西山です。

委員にお話しいただいたとおり、原則新築のものでございまして、既存のそのまま建っているものに関しては、色を変更してもらうと

というようなことは基本的にはございません。

なので、改めて工事に入る、例えば外壁を改修するとか、建て替えをする、まさに新築するといったところに関しては、こういった協議をぜひともしていただくという流れになってございます。なので、既存のものは特にございません。

えびさわ 委員 えびさわです。

基本的には、道路のセットバックとかと同じように、建物を新たに建てるときにはというところをお願いをしていくということだと思うんですけど、いろいろとそういうところで、ちょっとちぐはぐになっていっちゃうところも、何年かは続くのかなというところもありますけど、当然、周りがそういうふうになっていけば、新たに建物を建てるときにはこういう感じになっていくんだなというのも、コマーシャル的にはなっていくのかなと思うので、そういう形で進めていただければなというところと。

あとは伊藤委員のお話があったように、これはあくまでも任意なので、従わないよという方もいらっしゃるのかなというところの心配もあるので、これは鋭意、その形で協力いただけるように進めていただきたいなと。

地域の合意形成を取っているというところも含めて、しっかりと丁寧に進めいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

中 西 会 長 要望ということだと思いますが、よろしいですか。何か回答は。そのとおりにいたしますでよろしいですかね。

はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

津田委員お願いします。

津 田 委 員 ご説明ありがとうございます。委員の津田でございます。

1点だけお伺いしたいんですけども、今、えびさわ委員のお話の中では、新築が対象だということで、これ2階、最後の5のところの色彩基準をお伺いしたいんですけども。

2階以下と3階以上で分けられていて、2階以下って、やっぱりこの絵のとおり店舗が入るようなケースも結構あると思うんです。

そのときに、ちょっと例に出していいのかどうか分からないんですけど、例えばコンビニエンスストアとかだと大体、このコンビニはこの色を使っているというところがあったりして、こういった店舗の色とかも、例えば新築の場合だとか店舗の入替えも含めて対象になるのかどうかということを教えていただきたいんですけど。

中 西 会 長 西山課長、お願いします。

西山（徹）幹事 まちづくり計画調整担当課長、西山です。

原則、対象になっていきます。

中 西 会 長 津田委員、お願いします。

津 田 委 員 委員の津田です。

そうすると、お店も例えば建て替えでなくても中が変われば外が変わることもあって。そのときには、既存の建物でも、その中の店舗が変わったときにはこの対象に入ってきてちゃうんですか。

西山（徹）幹事 まちづくり計画調整担当課長、西山です。

原則的にはなってくるんですけども、改修の具合といいますか、基本的には過半以上の改修だとか、大きな改修に関しては対象となってくるんですけども、局部的な補修であったりというところは、協議の上で相談させていただきます。

中 西 会 長 津田委員、お願いします。

津 田 委 員 ありがとうございます。委員の津田でございます。

何でもかんでも、押しなべてというのは難しいと思うので。先ほど地元の合意があつてのお話だということなので、ちょっと大変な状況も、もしかしたら出るかもしれないんですが、せっかくここまでやっていただいたところであれば、なるべく、やっぱり統一性のある景観が望ましいと思うので、ご努力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

中 西 会 長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

北見委員、お願いいたします。

北 見 委 員 どうも。大田区の区商連の北見でございます。

ちょっとお尋ねしたいのが、もともとここに商店街があつたんです。この商店街のところが、多分これでいくと10倍ぐらい多く店舗が入っていると思うんですけども、その商店街に対しての誘致

とかそういったところの部分を、今後どういうふうになされるのか知りたいです。それをお願いします。

中 西 会 長 やや、ポイントはちょっと違う気もしますが、お答え可能でしょうか。

難しいということで……。

西山（徹）幹事 景観の領域から、もしかしたら、すみません、私の回答は外れてしまうかもしれませんが、技術的には、今の補助28号線の大きな事業決定をされて、大きく変わっていくというタイミングで、今回の景観の基準もしっかりと定めていこうというふうに我々考えて、今回のこのお話を上げさせていただいたところでございます。

なかなかちょっと、お店等の誘致に関しましては、我々のほうから何か申し上げるというのが難しいところでございますけども、引き続き、そういったまちの方々としっかりとお話をさせていただきます、こういった景観的な整備であったり、もしくは28号線の内容であったりとかですね。区としてきちんと、地元の方ともしっかりご意見を交わしながら進めていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

中 西 会 長 よろしいですか。

北見委員、よろしくお願いします。

北 見 委 員 ありがとうございます。

景観と同時に、中に入る方がそれぞれここで事業をなさって、このところで仕事をする。また、こちらのほうで、いろんな形でこの大田区の中の大森地区のところの繁栄に貢献される方々が入ってこられると思うんですけども……。

やはり、どういうふうな状況であっても、基本的に、ここはもともと商店街があったのです。実は、恥ずかしい話が、このところの商店街があまり動いていなかった。というのはなぜかという、この景観条例の下でここが立ち退きになるということが分かっていたので、そこで大分抜けているんです。

それを今回、こういうふうな形で新しくしたときに、大田区のほうからも、このところに入ってこられるテナントさん、大きいところは入っていますよね。そういったところに呼びかけをしていた

だいて、ぜひこれを1階のところ2階のところもそうですけども、商店街のほうに入っていただくという誘致をしていただきたいというふうなところのお願いも併せて、今お話をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いします。

中 西 会 長 都市計画課長、お願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

ご意見、お話、ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、今この地図とか配置図のところ、大森の西口の駅前のこのバス通りを拡幅する事業が今動き始めています。

それに合わせて、北見委員のおっしゃられるように、このバス通りとJRの線路の間のところ、大きな広場を造ろうとしていますので、その部分も今、地上の店舗が全部なくなったりですとか、反対側も歩道の拡幅に合わせて店舗の一部が削られたり、こういったことで大きくまちが動いていきます。そこに合わせて、もちろん皆様ご存じのとおり、私たちまちづくりなので、商店街のお店の誘致、直接はしないんですけども、そういった部署とも一緒に動いておりますので、しっかりその話を伝えながら、また、景観の話もしっかり取り組んで、よりよいまちをつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

中 西 会 長 今、事務局からご説明がありましたとおり、決して景観だけを決めようという話ではないんですが、逆に言うと大きく変化することが近くに見えているので、それに景観の面でも備えていこうということかなと思います。

総合的な取組であることというのが前提ですので、それは区の中でしっかり共有と連携をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、荻野委員お願いします。

荻 野 委 員 すみません。東京青年会議所の荻野と申します。

私も、今、ちょうど北見委員からお話があったことだったので、端的に言いますけれども。今お話のあったように、ここに地獄谷のところですか、あとは、今、バス通りのところのやっぱり拡幅が

ある中で、商店の方の立ち退きだとかいろいろなものが出てくると
いうのは、これはもう決まったお話だと思うんですが。ここの扱い
というのが、例えば京急蒲田のときは床で、床面積でそのままそこ
を建て替えるときとかというのがありましたけれども、ペデストリ
アンデッキを作るとかですね。

ここというのは、やっぱり皆さん、これまでももちろん議論されて
きたものだと思うんですけども、そこはもう立ち退きされる予定
の方たちも含めて、協議が済んだ上でということなんですかね。

中 西 会 長 都市計画課長、お願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

今おっしゃられた通称地獄谷というこの部分、広場を今予定して
いますけども、私が聞いている範囲では、そこで土地建物を所有され
ている方やお店を営業されている方からは、補償という形で全て買
い取ると聞いてます。なので、一定の床を持っているから、次のき
れいになった後も一定の床があるとかそういうことではなくて、ま
ずは一旦、全て手放すという言い方が正しいか分からないですけど
も、区のほうで買わせていただくということで進んでおります。

中 西 会 長 荻野委員、お願いします。

荻 野 委 員 やっぱり何十年と大田区の中で働かれてきた方たちで、地域のい
ろんなにぎわいですとか、にぎわい以外のいろんな行事もご協力い
ただいた皆さんですので、本当にそこは丁寧に、相互が納得いける
ように、もちろん、そこはもう重々承知の上だと思いますけれども、
よろしく願いいたします。

中 西 会 長 これはリクエストということでよろしいですかね。はい。

ほかいかがでしょうか。

まず、田村委員からお願いします。

田 村 委 員 委員の田村です。

先ほど津田委員のほうからもお話がありましたが、色合いのこと、
意匠とか色彩のことで、ちょっと1点お聞きしたいんですけども。

こうしたまちが生まれ変わる中で、色が濃く、画一的とか、一通
り一緒のような色になってくる。これは、例えば宿場町であったり、
富士山の麓のまちであったり、そのまちづくりの中では、ひとつ重

要なキーワードだとは思いますが。

一方で、出店される方々にとっては、独自性を出さなきゃいけない。例えば、ここに書いてある屋外広告物を設置しないとかありますけども、こういった形でこの自分のお店をPRしていくかというのは非常に大切なことなのかなというふうに思うんですが。

まちが一つの色、トーンになっていく中で、どのような形でこの個々の店舗さんが独自性を出していけるのか、この辺について伺います。

西山（徹）幹事 まちづくり計画調整担当課長、西山です。

委員お話の色彩に関しまして、資料で皆様、1－4の4ページ目の項番5－6、5－7、この辺りのお話を頂戴しているというふうに認識しております。

改めて、色に関しましては、特に商店街というところで先ほど申し上げたように、2階から下の部分のエリアなんかは、特に、これは現状の用途地域で、もう既に定められている色幅とほとんど変わりが無い状況でございますので、今の制限とは大きく変わっているところではございません。

しかも、今、資料をお示ししている右側の、特にこのオレンジ色のチャートといいますか、これ以外にもいろんな色幅の中で定めていっていただくというところになりますので。

当然のことながら商店街というのは非常に重要な、にぎわいを呼ぶ重要な部分だというふうに認識しておりますので、これに関しては、この上層部よりもさらに、幅の広い色幅を選んでいただけるものというふうに考えてございます。

ただし1か所、通常の景観基準と違うところが、この、我々がアクセント色と言っているもの、これに関してはこのエリアでは使えないというふうに定めております。どぎつい色といいますか、そういったものは避けてくださいというようなルールは敷いておりますが、基本的には色幅というのは、上層部に比べて広いというふうに設定してございます。

中西会長 田村委員、お願いします。

田村委員 そうなると、それほど厳しい規制というのはなくて、ある程度は

自己の店舗のカラーを出せるような、そんな色使いということではないでしょうか。

中 西 会 長 事務局お願いします。

西山（徹）幹事 西山でございます。

はい。委員お話のとおりでございます。

田 村 委 員 ありがとうございます。

中 西 会 長 実際に、一般的に色彩基準というと物すごい厳しいようなイメージを受けるかもしれませんが、これは基準上も実態上も現状がベースという感じでよろしいですね。はい。そうご理解いただければと思います。

三浦委員お願いします。

三浦（詩）委員 三浦です。

これって、そもそも資料のこの後の部分をご説明ありますか。

中 西 会 長 ここまでは飛ばないです。

三浦（詩）委員 もうないですか。はい。

ちょっとその後半の説明されていないところを、個人的にめぐって行って気になったところを教えていただければと思います。

資料の37ページ目、大分後ろなんですけれども。

中 西 会 長 この事前資料2ですね。

三浦（詩）委員 はい。

4章のほうで、今回、池上通りのほうの紹介をされているんですが、ここの内容が何か結構どちらかというと都のスタンスの説明になっていたと思うんですけれども。

要は景観的に、この25ページ、前のほうに書いてあったんですが、景観として何を大事にするかということよりも、都市計画道路としてそういう機能を備えていますみたいな説明になっていて、何かここだけほかから浮いているような気がしてしまっていて、もう少しこの大田区のこの中で景観として大事にするところというのを書いたほうがいいのかと思います。

例えばですけれども、今までの説明では、かなり歩行者空間として質を高めていくと書かれていますが、これ、2段落目には自動車交通の円滑化の課題に取り組むと、そういう側面もあるんですけれど

も、それはある意味、交通機能として備えていくというのも、もちろんあるんですが、その上で歩行者を大事にするということを皆さん、本当に積み重ねて大事にしていると思うので、何かもう少し、その部分をしっかりと書いたほうがいいのかないところございました。ちょっと、そこだけでした。

以上です。

中 西 会 長 これはどうでしょうか。今日のところはこれを決めたいという話なので、なかなか、どうしようというところですね。

内容についてのご指摘はごもっともなところがあって、景観というよりは、少し施設の意味合いのような書きぶりになっているというご指摘だと思います。

半面、空間形成の基本的な考え方などは、一応書いているということですので、今後、その改訂の機会に少し書き方を見直すことを想定しておくという形にさせていただければというふうに思いますが、こんな感じでいかがでしょうか。

三浦（詩）委員 はい。

西山（徹）幹事 恐れ入ります。ありがとうございます。

委員のお話をきちんと我々のほうも受け止めて、次回の改訂の際にきちんと話を盛り込んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

中 西 会 長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

それでは、そろそろよろしいでしょうか。

ご質問、ご意見は出尽くしたかなと思いますので、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

皆様のご意見、事業全体に対するご質問やご意見がありました。経過についても確認事項がありましたし、今もご意見がありました。この方向性について大きな異存はなかったように私としては受け止めたところです。

ということで、私からの案としましては、第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中 西 会 長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで承りましたので、第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。

では、この件については以上としたいと思います。よろしいですね。はい。ありがとうございました。

それでは、これから、事前協議案件に入っていきたいと思います。

何件かありますが、1件目から4件目については、東京都市計画公園の変更に関するものですので、相互に関連がございます。なので、続けて3件ご説明をお願いします。

東京都市計画公園（石川公園）の変更（大田区決定）について、東京都市計画公園（三本松公園）の変更（大田区決定）について、東京都市計画公園（田園調布若竹公園）の変更（大田区決定）について、よろしくお願いします。

西山（徹）幹事 引き続きまして、私、西山のほうから、こちら3件、続けてご報告させていただきます。着座にして失礼します。

区立公園3か所における東京都市計画公園の変更（大田区決定）についてでございます。

本件、区の街区公園であります石川公園及び石川町二丁目第二児童公園、そして三本松児童公園、そして若竹児童公園、この3か所につきまして、隣接地を取得して公園区域の面積を増加します。それに伴いまして、都市計画公園へ変更を行うものでございます。

令和7年1月の都市計画審議会に改めて報告させていただくところでございます。

資料の左上、項番1をご覧ください。今回の対象公園の赤丸で位置を大まかに示しているところでございます。

併せて、下半分の項番2をご覧ください。各公園の概要のほうを示してございます。

凡例としまして、緑色で囲んだ範囲が拡張後の公園の区域でございまして、黄色く塗っている部分が、いわゆる拡張部分の公園でございます。公園面積や概要等、お示しのとおりでございます。また、現況写真の右側に少し載せてございますので、こちらのほうも併せてご覧いただければと思います。

そして、引き続き、右上の項番3をご覧ください。住民説明会につきまして、8月7日の午後7時から8時まで、場所は調布大塚小学校にて行わせていただきました。参加者は16名となりまして、特に都市計画変更に係る意見等はございませんでした。

続いて、項番4でございます。東京都知事との協議については、既に終了いたしまして、特にご意見等もございませんでした。

最後、項番5、今後のスケジュールをご覧ください。令和6年11月、都市計画審議案の公告縦覧をいたしまして、令和7年1月に、改めて都市計画審議会付議をさせていただきます。そして、最後、令和7年2月、都市計画決定をしてまいりたいというふうに考えてございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

中西会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

津田委員お願いします。

津田委員 ありがとうございます。委員の津田でございます。

若竹児童公園、これ、区議会のほうにお手洗いの陳情が出ていたと思うんですけど、そのことというのは。今回拡張があって、トイレの設置の面積のお話があったと思うんですけど、この拡張に伴って、何か進捗などはあるのでしょうか。

小泉幹事 公園課長の小泉です。よろしくお願いします。

若竹公園については、周辺の方々からトイレについて、前のそのときにも反対ということで、令和5年度にここを整備しているんですが、そのときに反対ということでかなり数が多かったので、今回の状況としては変わりませんので、今のところ考えてございません。

津田委員 委員の津田でございます。

はい。承知いたしました。ありがとうございます。

中西会長 ほかいかがでしょうか。

基本的には、ちょっと確認だけしておきますと、この案件は今日は事前説明ということで、次回できればこうしたいということで案が示されているというふうにご理解いただくことと、一方で、これ

までの大田区の課題を整理していく中で、かなり公園については重要な課題のようだということが、区民の方のアンケートの中でも明らかになっていることで、それに対して面積とかそういった点では貢献する話かなというふうに私としては考えています。

ということで、個別の状況を踏まえて皆様、この場でお聞きしたいことがあればお願いします。次回出てくるときは、決定するかしないかということになりますので、今日のうちに言っておいていただくとうろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

三浦委員、お願いします。

三浦（詩）委員 三浦です。

1点だけちょっと気になるのですけれども、石川公園に関しては、呑川をまたぐような形で拡張しているということで、ここに関してお子さんとか子育て世代のユーザーの皆さんとか、多分拡張されるのかなと思って、かなり行き来みたいなことの、人の動きが変わってくるのかなと。ここの接続の在り方みたいなところに関して問題がないかどうかというのも確認したいです。

中 西 会 長 事務局、お願いします。

小 泉 幹 事 公園課、小泉です。

接続につきましては、こちら橋を挟んで道路、呑川沿いの道路を横切らないといけませんので、当然、車も通ると思うんです。ですから、一帯として整備はしますが、公園としてはそれぞれ使っていただくようなことで、安全に注意しながら渡っていただくようなことにしたいと考えております。

三浦（詩）委員 ありがとうございます。都市計画決定に関わる、実際に使っていただくユーザーの方々の、今回追加のご意見を伺いながら進めるように努めていただければと思いました。

以上です。

中 西 会 長 これはリクエストということでよろしいですね。

三浦（詩）委員 はい。

中 西 会 長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

秋成委員お願いします。

秋 成 委 員 ご説明ありがとうございました。

この中にも書いてあるんですが、この公園についての防災機能の向上について、区民の方から家の近くの公園に関して、何か大きな災害があったときの、例えば避難訓練を行うときに、一時（いつとき）避難場所でしたっけ。いろんな使い方をする中で、もっと公園の中にいろんな防災機能があるといいんじゃないかといったご意見を多数伺う状況です。

今回、この資料にもちょうど出ていたので、この辺りの現状、今後の方向性とかがありましたら教えてください。

中 西 会 長 事務局お願いします。

小 泉 幹 事 公園課長、小泉です。

防災機能につきましては、例えばなんですが、公園を整備する際に近隣の方々にご要望を聞く機会がございますので、そういったときに、かまどベンチを作ってほしいとかマンホール型トイレをつけてほしいとか、そういったご要望が出ることがございます。そういうときは、そのものを防災訓練とかで使っていただいたり、そういったことを確認しながら、そういう活動をされる場合はつけるようなことを、今やっております。

中 西 会 長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

ちょっとすみません。W e bの方に、どうですかね、大丈夫ですか。何か発言はなさそうですか。はい。

それでは、特段、今日のところは事前の説明ということですので、以上とさせていただきたいと思います。よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、事前協議案件の4件目につきまして、これもご説明をよろしくお願いします。

建築基準法第51号ただし書の規定に基づく許可（東京都決定）について（京浜島二丁目）です。お願いします。

大 塚 幹 事 建築審査課長の大塚と申します。着座にて説明をさせていただきます。

私からは、事前協議資料の2-1、2-2を使用しまして、建築基準51条ただし書の規定に基づく、産業廃棄物処理施設の建築許

可に関する説明をさせていただきます。

こちらについては、許可に関するものでございまして、次回、大田区都市計画審議会におきまして付議をさせていただく予定の案件でございます。今回は事前協議といたしまして法の趣旨、それから許可申請施設の概要等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、事前協議資料２－１をご覧ください。前回と重複する部分もありますけれども、改めて建築基準法第５１条ただし書の許可について、ご説明をさせていただきます。

一定規模以上の廃棄物処理施設については、都市において必要な施設である一方で、周辺環境に与える影響が大きい施設でございまして、建築基準法第５１条では、城南島リサイクル施設や京浜島と下丸子にございますごみ焼却場などのように、都市計画区域内では、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならないとされております。

一方で５１条にはただし書の規定がございまして、都市計画審議会の議論を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合、政令で定める小規模な範囲内での建築の場合は、都市計画決定で位置を定めずに建築が可能となっております。

今回、平成１２年には循環型社会形成推進基本法の制定など、その後、各種リサイクル法の制定により、廃棄物リサイクル対策の拡充・整備が図られているような状況におきまして、本件事前協議案件は、循環型社会に向けた社会的機運とともに、排出業者からの要望の高まりを受けまして、各種産業廃棄物のリサイクルに向け処理を行う既存施設の機能拡張でございまして、処理能力が建築基準法施行令で定める許可不要となる規模を超える計画のため、５１条のただし書の申請がなされるものでございます。

建築基準法第５１条ただし書による許可につきましては、建築基準法の施行令第１４９条第１項第２号に基づきまして、産業廃棄物処理施設は東京都が、一般廃棄物処理施設は大田区が所管となります。

本事前協議案件につきましては、産業廃棄物処理施設を含む計画

のため東京都の所管となり、許可申請が東京都に提出されております。本計画について、地元区である大田区に対して意見照会がございまして、その意見照会に対し、次回、本都市計画審議会にて、都市計画上の支障の有無についてご意見を伺いながら回答する予定でございます。

次に、下段のほうでございます。産業廃棄物及び一般廃棄物について、少しご説明をさせていただきます。廃棄物については、廃棄物処理及び清掃に関する法律により定義されております。産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物でございまして、政令で定める資料、こちら 2-1 の下表のほうにございますけれども、様々な種類のものがございます。

本施設は廃プラスチック、木くず、瓦礫類について規定の処理量を超えるため、その位置について許可が必要となるものでございます。

なお、産業廃棄物以外は一般廃棄物となりますけれども、本計画は災害時の廃棄物受入れを想定しまして、一般廃棄物処理施設の許可についても併せて申請がなされております。

それでは、続きまして 2-2 の資料のほうをご覧ください。概要のほうを説明させていただきます。

事業主は、株式会社ワイエムエコフューチャーでございます。本件敷地は、京浜島二丁目 8 番 10 号でございまして、全域、工業専用地域である京浜島の中央部に位置しております。位置図でご覧いただくと、赤い四角で囲ってある部分でございます。敷地内にはリサイクル工場のほか、事務所、保管ヤードが建築されておりますけれども、今回の計画では、増築等の建築工事はございまして、リサイクル工場内の施設の設備の更新のみの計画となっております。

項番 2 の設置理由をご覧ください。事業主体である株式会社ワイエムエコフューチャーは、建設系の廃棄物の収集運搬及び処分業を行っておりまして、平成 28 年に東京エコファクトリーとして、本敷地に許可を要しない小規模の処理施設として建築、稼働いたしまして、廃棄物の再利用、再資源化を図っております。

先ほど少し説明しましたけれども、昨今のリサイクル促進に向け

た法整備などの社会情勢の変化の中、排出業者である建設会社は、様々な形で工事現場から排出される不要材のリサイクルに向けた取組を進めている現状でございます。中間処理業者に対しても、適正処理はもちろんのこと、質の高いリサイクルを求める要望が増えており、排出業者からの受入れ及びリサイクル需要に対応するため、環境に優れた機器への更新とともに、処理能力の拡張に至ったものでございます。また、災害時に自治体からの要請に速やかに応えられるよう、一般廃棄物処理施設の許可も、併せて取得する予定でございます。

項番3でございます。事業スケジュールをご覧ください。

令和8年3月稼働に向けまして、既に東京都に許可申請がなされているものでございます。次回、令和7年1月に予定されております大田区都市計画審議会にて、議案審議をいただきながら、区から都へ回答いたしまして、令和7年5月に東京都の都市計画審議会でも審議する予定でございます。

続きまして、処理施設の概要でございます。こちらの処理施設は、産業廃棄物のうち、建設系廃棄物を主に受け入れておりまして、現在、種類としては廃プラスチック、紙くず、木くずほか、様々な廃棄物を受け入れているところでございます。

本計画は、設備機器の更新と稼働時間の延長の申請になります。機器の更新としましては、既存破砕機を一部廃止しまして、最新の破砕機を導入することにより、様々な形状の廃棄物に対応可能となるとともに、環境に配慮した高効率の新規破砕機を導入するものでございます。

稼働時間については、現在、施設の稼働時間8時から17時までの8時間となっておりますけれども、こちらを24時間の稼働時間に拡大する計画となっております。

処理能力として、図表にあるとおり、処理能力については1時間当たりの設備の処理能力と稼働時間で計算することから、大幅な処理能力の拡張となりますけれども、実質的には処理能力としてフル稼働する計画ではございませんで、搬出入計画として、繁忙期でも1日26台、約40トン程度の拡張見込みと伺っております。

搬出車両についても、現在、24時間出入りしている状況でございます。処理施設が24時間稼働となっても、夜間の車両台数を増加させることにより、周辺道路にできる限り影響のないように運用するものでございます。また、一般廃棄物については、災害時のごみの受入れとして1日最大52.9トンの処理能力の処理施設について申請がなされております。

続きまして、項番7、環境配慮事項をご覧ください。生活環境影響調査において特段影響がない旨、報告がされておりました、先ほども説明させていただきましたが、搬出入車両についても、繁忙期1日26台程度の増加見込みということで、周辺への交通環境に与える影響は軽微なものと考えております。

また、周辺道路の路上駐車防止対策として、敷地内に車両待機スペースが設けられているということでございます。近隣への説明も、既に実施をさせていただいております、反対意見等は特になかったと報告を受けております。以上から、許可について、次回、ご審議いただきたいというふうに考えております。

私のほうからの説明は以上になります。

中西会長 ご説明ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願いします。いかがでしょうか。

津田委員、お願いします。

津田委員 ご説明ありがとうございます。

許可の要らない規模の施設から、産業廃棄物処理施設として許可が必要になるための、今回この変更ということなんですけれども、今のご説明の中で、実質的な許可が下りた後の1日40トンというご説明はあったんですけど、そもそも許可が必要になる線というのは、この廃棄物の量なのか重さなのか、詳しいところがもし分ければ教えていただきたいんですけれども。

中西会長 事務局、お願いします。

大塚幹事 建築審査課長でございます。

建築基準法には、許可が必要な量というのが決められておりました、いずれも破砕ですけれども、廃プラスチックでいきますと、一

日6トン、その他破砕については100トンまでということになっております。

ただ、圧縮梱包については許可が必要ないということで、今、現状でも圧縮梱包でいろいろなものをここで、リサイクル施設で搬出するために作業をされているということですが、その量以内で、今まで作業していたということになります。

津田委員 委員の津田でございます。

詳しく分かりました。ありがとうございました。

中西会長 ありがとうございます。

それでは、ほかいかがでしょうか。ほかにご質問はございませんか。

田村委員をお願いします。

田村委員 委員の田村です。

この施設につきましては、住宅地に建っているわけでもないのですが、特段、意見等はございません。安全に拡張していただければというふうに思います。

その一方で、周辺の道路環境についてお伺いしたいんですけども、この大田区の京浜島の道路を管理しているのは大田区だと思うんですが、この大田区の舗装種別図というのがありまして、それを見ていくと、耐荷重用のアスファルトで道路が整備されているようにお見受けしました。

先ほども説明の中でありましたけども、駐車待機の問題だとか交通量の増加だとか、記憶に新しい道路の陥没とかいろいろ考えると、整備をしっかりしていかないといけないのかなと思うんですが、この辺の島部における耐荷重用の道路の補修・舗装等について、何か特段の手段があるとしたらご意見をいただきたいんですけども。

中西会長 都市計画課長、お願いします。

深川幹事 すみません。ちょっと今、明確に答えられる者がおりませんので、申し訳ございません。ただ、しっかりと私のほうで責任を持って、所管部署のほうに今いただいたお話を伝えて、個別になるかと思うんですが、また田村委員にお伝えできたらと思いますので、よろしくをお願いします。

中 西 会 長 よろしいですか。

趣旨としては、基盤にかかる負荷をいろんな形で確認して、問題ないようにということと理解しました。それでよろしいですね。ご確認いただければと思います。

建築審査課長、お願いします。

大 塚 幹 事 今回、搬入車両については4トン車程度ということで、そちらのほうトラックとしては大部分を占めていると。ただ、搬出のほうに関してはできるだけ多くのということで、大型車両が通ることにはなっていますけれども、ほかの工場等、物流施設もございますので、そういったところも踏まえてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

中 西 会 長 ありがとうございます。確認しますので、よろしいですね。

三浦委員。

三浦（詩）委員 三浦です

意見というよりも、今後の施策みたいなところの補填というのか、年度頭もこうしたリサイクル工場の議案がありまして、その際には、ここに書かれている環境保全配慮事項として、何かライフプランの話があったんですけれども、何か恐らくこうした案件がすごく増えていっているのかなと思っていまして。

まさしく、その設置理由としても、こうしたニーズが増えてきているというのがあって、一つ一つの案件で見て分からないような、今後京浜島のところ、あるいは類似の土地利用のところで、こういうものがいっぱい増えてきた場合に、積み重ねてみるとすごい環境負荷が上がっていったとか、そういうことがないのかどうかというのが結構気になるところでして。

1件1件で審査することは、例えば難しいかもしれないですけど、区として、こういう要素が増えてきたときにどうつないでおくかということは、ちょっと整理しておいたほうがいいのかというのが、一委員としての意見でございます。

以上です。

中 西 会 長 意見ということですが、何か回答できることはありますか。

では、建築審査課長お願いします。

大塚幹事 課長です。

その件につきましては、いろいろと地域の協議会等を利用しましてご意見を賜る場所というのがございますので、地域の意見をしっかりと賜りながら、いろいろと確認をしていきたいというふうに考えています。

三浦（詩）委員 ちょっと、その場合の地域ということの主体の方々がどういう方々なのかよくわからない部分があるんですけども、ここで話していても、状況が分からない部分がありまして。

例えば視察の一つに加えていただくとか、何かこうしたお仕事のエリアの話についてもご検討いただければいいかなと思いました。

以上です。

中西会長 川野副区長、お願いします。

川野幹事 臨海部の事業については、今、ご指摘がありましたとおり、いろんな産業廃棄物が入ってきているという問題について、非常に我々も懸念しているんですけども、この上に城南島という島があるんです。そこは東京都のほうで、スーパーエコタウンということで、やはりリサイクル・環境系を誘致するという一つの土地利用の方針があるんです。

京浜島の場合はちょっとそことは違って、できるだけ京浜島には独自の、京浜島の連合会という物づくり、製造業を中心とした組合があるんですけど、そことも十分協議しながら、周辺の産業に影響がない範囲で、産廃とかそういったリサイクル業者を入れていたんです。

そのときに、拡張についてはある程度はもうしょうがないかなという思いはあるんですけど、そういったことも踏まえながら総合的に考えていく時代になったのかなというふうに思っています。

それで、今回もプラスチックとか、最後にあるんですけど、23区はプラごみはもう全国的に今度、対応することになったんです。そうすると、例えば大田区も今、実は川崎市に捨てているんですよ。最終的に処分してもらっているんで、できるだけ、本当は23区のごみは自区内で処理したい思いもあるんです。そういったジレンマの中で、土地利用をどうしようかというのは、本当に委員のおっし

やったとおり、非常に大きな課題だというふうに受け止めておりますので、しっかりとこれは東京都さんとも一緒に連携して検討していきたいというふうに思っております。

中 西 会 長 どうしてもこういう案件は、1件1件の審査ということなので、その1件だけがよくても、全体としてどうかというところがポイントになってくるんだと思います。

当然、大きな見渡す話はあるということが、区のほうからご説明されたんだと理解しましたが、そういったことを適宜お進めくださいと、環境の確認等を、当然忘れていないわけじゃないと思いますので、しっかりお願いしますということかと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、事前の説明ということですのでこれで案件としては終了したいと思います。ありがとうございます。

それでは、次は報告案件に入るのによろしいですかね。報告案件について、ご説明をお願いします。

大田区都市計画マスタープランの進行管理（令和5年度実績）についてということですね。お願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。私から報告させていただきます。

この進行管理につきましては、令和4年3月に改定しました大田区都市計画マスタープランに基づきまして管理をしていくということで報告するものでございます。

昨年度が1回目の報告で、今回2回目の報告となります。令和5年度の実績がまとまりましたので、報告させていただきます。

まず、説明の前に、資料の少し改善した部分がございますので、そちら全体を総括的に説明させていただきたいと思います。資料全体を通じまして、赤字にしているところ、ここについては、数字や文言を新たに変更したもの等になってございます。

また、2ページ以降、都市づくりテーマのA B Cのところ、用地取得累計件数というものを追記しました。

これは、もともとの指標が都市計画道路の整備延長ではあるんですけれども、整備の事業は着実に進んでおりますが、ここに計上で

きるのは、1路線全部が完成してそこで初めて数字が上がってきますので、区としては、整備はもちろんですが、用地取得にも取り組んでおりますので、用地取得の部分を少し補足で入れさせていただきました。

1点、分かりにくいのが、この整備延長にカウントされるべく、今まさに工事をしている都市計画道路と用地取得をしている道路は別の路線になっています。用地取得は将来整備する部分になりますので、そういう意味では、同じ都市計画道路とはいえ、別の場所のものを並記させていただいておりますので、誤解がないようお願いしたいと思います。

また、都市づくりのテーマCのところ、これは前回報告した際にご意見をいただきまして、区立公園の面積の項目を追記しました。

当初、箇所数で変化を追いかけてようということで、この指針をまとめたんですけれども、今日の報告にもあったように、公園の数は変わらなくても、区の努力の部分で面積が増えたところがございますので、それを表現させていただいております。

次に、都市づくりのテーマBのところ、視点Bのところですが、こちら太陽光設備の導入ですとか、認定件数を入れていたんですが、数ももちろん重要なんですが、そもそもの確認申請の件数であったりだとか、分母が分からなかったのもので、そちらを入れることで、全体像の中での何件なのかということがお示しできるように改善をしております。

それでは、資料の中の説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目をご覧くださいませでしょうか。1ページ目の右下のところに、進行管理表の見方ということで書いてございます。この指標の中では、都市づくりの進捗を見えるようにということで、その指標としての政策指標、また、その政策指標の向上に資する代表的な取組、それとして事業実績の2を書かせていただき、この2点で整理をしております。

その指標の中では、視点ごとの評価、点検、またテーマの満足度と総括に分けて記載をしております。この視点ごとの評価、点検

につきましては、政策指標では、指標名、引用計画、現状値、目標値、それぞれ示しておりまして、また目標値の設定根拠も併せて説明しております。

事業実績のところでは、指標名、現状値、目標値、こちらを示してございます。またテーマの満足度と総括につきましては、毎年、大田区で行っているんですけれども、大田区区民意識調査、その中からの満足度を示してございます。

また、総括の欄につきましては、各テーマごとにそれぞれまとめてまして、5年度の実績の状況、また社会状況も踏まえ、各テーマごとに記載をしてございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、テーマAのところから順番に、テーマA B C Dのそれぞれの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、テーマAのところ。こちらは、にぎわいと交流を生む国際都市の発展という都市計画マスタープランのテーマに沿ったものとなっております。数値としましては、全体として、来街者といえますか、インバウンドも含めて大田区にいらっしゃる方が増えているということが見てとれます。また、宿泊者数の増加、そういったところ、あと駅の利用者数ですね。こちらのほうも着実に伸びてございます。

次に、テーマのBでございます。こちらは、地域力を育む、暮らしやすい場の提供というテーマでございまして、それぞれの指標について目標、現状値そういったものを書かせていただいております。この中で、総括にも書かせてもらっておりますが、交通事故の発生件数が増加してございます。これは明確な根拠というのは示されておりませんが、やはり人の往来が増えたところが一つの要因かなというふうに考えております。またホームドア等の設置も着実に進んでございます。

あと、ユニバーサルデザインの考え方については、まだまだ普及が十分ではございませんので、区としても、より理解が深まるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、テーマCでございます。安全安心な生活の実現でございま

す。ここは視点6のところ、標準で回復しやすい減災都市のところですが、燃えない、倒れないそういったところをテーマに、区の耐震化、また不燃化のほうを取り組んでおりますが、これは着実に伸びてきているというふうに捉えてございます。

また、総括のところに書いておりますが、大田区では高台まちづくり基本方針の策定に、今、取り組んでいるところでございます。これによることで、水害のおそれがある場合には、事前の避難が一番大切ではあるんですけれども、万が一逃げ遅れた場合にも、浸水により人の生命が奪われないように、垂直避難ができるまちづくり、そういったことを進めていくものなので、新たな取組として記載させてもらっております。

次に、テーマのDでございます。地球に優しい環境の創出ということで、こちらもそれぞれ取り組んでいるところですが、やはり、この会議だけでなく様々な場面で緑被率、これが問題というか話題にはなるんですけれども、大田区の状況を見ますと、やはり大きなお屋敷が細分化されて小さな戸建てになるというものが非常に多くございます。もちろん原因はそれだけではないと思うんですけれども、この緑被率は正直、低下する一方となっております。

一方で、そのまま放置もできないので、グリーンプランの会議の中では、そういったところをどうするかということをもさに議論して、取り組んでいるところでございます。

このページの右下のところ、これは各地域別に総合的にアンケート結果の評価ですね、記載させてもらっておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

報告資料としては以上になりますが、もう一ページめくっていただきますと、A4カラーの縦書きですね。小さな表がございしますが、今日2回目の報告をさせていただきますが、来年、再来年と続いていきますので、数字だけをピックアップさせていただき、その数字が横ばいなのか、上昇しているのかとか、そういった傾向が見てとれるように、数値の部分と、小さいグラフで恐縮なんですけれども、グラフもつけて、これはあくまで変化が追っていけるようにということにつけさせてもらっております。来年以降もつけていきたいと

考えてございます。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。

中 西 会 長 ありがとうございました。

それでは、皆様からご質問、ご意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと私から少し、場つなぎに。

都市計画マスタープランというか都市計画の成果についてですね。最近はその計画もしっかり進捗管理をせよというのが、行政的な流れということもあるんだと思いますが、かなり丁寧にいろんな指標を挙げてもらって、こんなふう到大田区の都市づくりが進んでいたり、ちょっとそうでないところもあるということが見えるようにしている取組というふうにご理解いただければと思います。

非常に多岐にわたっていますということと、あと、なぜこうなっているのかは、考察が必要だということもあるのかなと思いますが、そういったところに、こういうことがあるんじゃないかというご意見とか、あるいはこういうところはもっと力を入れたほうがいいんじゃないかというようなご指摘があると、区側としては、少しやりやすくなるのかなと思いますので、そういった観点で、もしご意見があればお願いいたします。

では、私、もう少しいいですか。

都市画審議会の会長は、基本計画の懇談会というところにも出よということで、都市づくりに相当する部分も、部会の何か担当ということになっているんですが、そちらでも申し上げているんですけども、今ちょっと言ったように、計画の進行管理、進捗管理というものはちゃんとやりなさいと。行政の成果をしっかりと評価していきましょうというのが世の中の流れなんですけど、反面、同じようなことを別のところで繰り返している感はいつも感じていまして。

総合計画は総合計画で、一生懸命、計画をつくって管理しているんですよ。大変な努力をされていて、それ自体は重要でもあるし、頭も下がるなと思っているんですが、ちょっと合理化というか、せっかく、ある意味同じ内容を別のパートで評価していることがあるので、そこら辺の連携をうまく取っていただきたいなというのを懇

談会でも申し上げましたが、こちらでもリクエストしておきたいと思います。

例えば、今回の資料をうまくまとめると、総合計画のほうにも指標として生きるとかですね。そういう設計を両方で連携してやっていただくといいのかなと日頃感じておりますので、当然、負担を減らしたいと思っていらっしゃるでしょうから、そういったことは考えていらっしゃると思いますが、ぜひ検討を進めてほしいというのが私の意見です。

ということで、皆様いかがでしょうか。

都市計画課長お願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。中西会長、ありがとうございます。

私も常々その点は感じておりまして、今日、報告した資料の中でも、計画期間が令和5年度で終わるものもございます。

また、今、会長おっしゃったように、新たな基本計画を今策定中ですので、今後、新たな事業計画であったりですとか、指標とか、そういったものを区で定めていきますので、今日の赤字の部分にもあるんですけども、指標の形を昨年、一昨年ですね、この都市計画審議会で決めてまいりましたけれども、どんどん区の計画のほうも動いたり進んだりしていきますので、そこは柔軟に、例えば指標を入れ替えることがあったりとか、追加することもあるかと思います。

そういったことについては、次回以降、この場で私のほうからまた発信させていただき、一緒に議論をして、その数値は不適切だからやめたほうがいいとか、あれを入れようとか、そういった話もさせていただきますらと思います。

また、この都市計画マスタープランの進行管理のために、新たな指標は生み出さないようにしていきたいと思っています。

そもそも事業、それぞれの部局が計画を立ててやっておりますので、その中の指標を活用したり、そういうような形で、先ほど会長より、この指標を別で活用してもらおうとか、そういったふうに、あるものをどう活用して、そこから分析していくかというふうに考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

中 西 会 長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。ウェブの方、手を挙げたりされていないですか。大丈夫ですかね。

なかなか情報量が多い指標ですので、お目通しいただいて、また今後、適宜ご意見を事務局に送っていただくというので結構かなと思います。

田村委員をお願いします。

田 村 委 員 ありがとうございます。

Aの「にぎわいと交流を生む国際都市の発展」というところで、観光情報センターの利用者数が記載されています。

コロナの時代もあって、いろいろあったと思うんですけども、例えばこれが10万人を超えたから、海外からのお客様が大田区には増えているのか、いや4万人だから少ないのかと、こういう何かさじ加減がどうも自分にはしっくりこなくてですね。

自分が、例えば国内でも旅行しようと思ったら、まずはその地域の観光情報だったりインフルエンサーの発信だったり、いろんなものを見て自分でチョイスしていくんですけども、なかなかその町の観光情報センターにはたどり着かないかなというのは、自分の実感としてあるんです。

ここに、こうして令和5年度は4万7,000人弱とあり、令和8年度は7万人を目指しますと書いてあるんですけど、それが実際、妥当なのかどうかというところが分かりづらいのかなというふうに率直な意見です。

中 西 会 長 ありがとうございます。この点いかがですか。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

委員お話しのとおり、ここは誰が見てもすごく苦しい部分があるのかなとは感じています。この指標をつくるときに、私、直接関わっていないですけども、横で見ていたので。

その一方で一つ、こういったところを利用される方々がどのぐらいいるのかというのは、外から来られる方であったりだとか、そういう方がどういうふうに興味を持たれているか、人数が多いか少ないかというのは、一つの指標としては見れるのかなというふうに捉

えているところでございます。

あと、質問の答えではないんですけども、令和５年度が４万７，０００人弱、令和４年度は７万２，０００人ということで大幅に減っているんですが、実は内情を分析したところ、令和４年度はいろんな駅、京急蒲田駅全体もそうなんですが、様々なキャラクターと組んでイベントをやったので、単発的に多く人が来たということを確認しています。

なので、今のこのインバウンドの状況と、どれだけの方が興味を持ってくれているかというのは、令和５年度の数字のほうが実態に近いのかなというふうに捉えているところです。

中 西 会 長 田村委員、お願いします。

田 村 委 員 ありがとうございます。

今、同じ所管のところでは、ホームページの閲覧数だとか、SNSのフォロワーの数だとか、いろんなことの報告を受けているんですが、そういったところも含めて、いろいろ検討されたらどうかというふうに私は思いました。

中 西 会 長 これはぜひ、指標というのがずっと固定のものでもないという話も先ほどありましたので、適宜ご検討くださいということによろしいですか。はい。ありがとうございます。

北見委員お願いします。

北 見 委 員 ありがとうございます。

この分析表ですけども、実は大田区の観光協会の田中会長のところ、私も今、副会長をやっているんですけど、そのところで勉強会があるんです。早稲田の先生に入っていて、学生さんが入っていて。

羽田空港を降りたときビーコンがございますよね。そのところの部分のところから、大体どのぐらいの人が検索するんだろうと。いろんなところを検索されたり、また泊まる場所はどこなんだろうということ、一度調べてみようかということで、お調べいただきました。それで、約３年ほどかかりましたけれども。やはり一極集中しているんです。もう大田区の中に入っているんじゃなくて、大田区のその都市に入っている。

要するに、ここから言うと、大田区の羽田のところの界限、穴守稲荷の辺と、ビジネスホテルがちょうど環八沿いにありますね、このところと、あと、それから蒲田の東口、西口と、とにかく点々で打つんですけども、携帯を。それを見ていくと、圧倒的にそこに多いんですね。あと、ちょっと離れたところだと池上本門寺とか、あと、大森の離れた部分のところで、ぽんぽんぽんと、結構な量が打ってあるんですね。

これは、何を私は言っているかということ、もうちょっと万遍なく大田区を回遊してもらえないかというところを今、実は同じように勉強会のほうでやっています。

でも、やっぱり何か実績、データがないといけないということで、そのデータを作っていただいて、今、持ってきてはいないですけども、そういったものを見させていただくと、顕著にやっぱり大田区、蒲田西口、東口が多いんですけど。東口と西口と、それから、そのほかのところの地域のところに、やっぱりインバウンドの方が多くいらっしゃるというのも事実。また、泊まるところも、普通のビジネスホテルに泊まる人と、それからいろんな形のレンタルルームを借りるという方も多くいらっしゃって。だから、なかなか読みにくいところはあるんですけども。

ただ、やっぱりお金を何に使うかと、観光に使うんですね。ですから、泊まるところはどこでもいいという人も結構多くて、ビジネスホテルに泊まる方も多いということで、多分、蒲田を選んでいるのかなと。大森を選んでいる方というところもありますけれども。

やはりそういったものを注意深く見比べていきながら一つ、課長のほうも動いていただいて、一緒に共有していただければ、いろんな意味に役立つんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ。田中会長のほうを訪ねていただければ、いろいろ勉強になるかと思っています。今後とも一緒に頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

中 西 会 長 ありがとうございます。今のは情報提供かと思いますが、何かお答えとかありますか。

じゃあ、都市計画課長、お願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

今お話しされた回遊性というのは、まさに大田区のまちづくりで一番の課題だと思っています。

よく調べると、すごく魅力的なものはあちこちに物すごくたくさん点在していますので、何とかそれをつなげていけるようなまちづくりを進めていきたいと思いますので、何か報告できるタイミングが来たら改めて報告したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

中 西 会 長 ありがとうございます。

あとは、これはプランの指標ということでシンプルに、そんなに数もたくさん積み重ねるわけにいかないの、代表的なものといえますか、見やすいものが載っている部分がありますけれども、この背後に、ちゃんと分析するような部分があって、それは、区ばかりじゃなくて、いろんなところでやっているということだと言えるかなとも思います。

あと、あれですね。区といっても広いので、地区ごとの違いというのは重要なテーマですので、その辺りも、実感とデータを合わせて考えていただければというふうに思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、本件につきましても、以上とさせていただきます。

次第に記載の部分はここまですなりますが、今回、事務局より追加で報告があるということですので、お願いしたいと思います。

第181回の都市計画審議会では審議しました、羽田空港跡地第1ゾーンにおける都市計画変更について、その後の経過ということの報告ということです。

それでは、説明をお願いします。

中 山 幹 事 本日は、都市計画審議会における貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。空港まちづくり本部、空港基盤担当課長の中山でございます。

私からは、本日お配りさせていただきました「東京都市計画公園第4・3・124号、羽田空港公園について」ということで、羽田

空港跡地第1ゾーンの都市計画公園につきまして、その後の経過と現状の説明を、報告させていただければと思います。着座にて失礼いたします。

まず初めに、昨年12月の第181回都市計画審議会において、都市計画変更の決定をいただきました、この本羽田空港跡地第1ゾーンの都市計画公園につきましては、その後も事業者サウンディングや、羽田地区の地域の方々との暫定活用についての調整を行うなど、公園整備や事業者公募の内容精査に向けての活動を行ってまいりました。

また、本審議会関連におきましては、本年5月8日に羽田イノベーションシティで開催されました審議会後の現地確認において、区画整備の工事の進捗と合わせて、現地の説明をさせていただいたところでございます。

本日、お配りさせていただいた資料は、現在、本公園の整備、維持管理、運営を担っていただく事業者の公募設置等指針、いわゆる募集要項の抜粋となっております。

資料をめくっていただきまして、右下、P4と書かれているページをご確認ください。こちらは本事業のスケジュールを抜粋したものをつけさせていただいております。また、本年7月11日の募集要項となる公募設置等指針の公表に先立ちまして、大田区議会第2回定例会において、羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例、こちらの制定の可決をいただきまして、区長の附属機関としての事業者選定委員会を設置いたしました。

その選定委員会において、事業者選定の基準を定め、本日の配付資料であります。公募設置等指針を公表し、現在、事業者の募集を行っている段階でございます。

今後、参加事業者からの提案を受け、事業者の決定は令和7年2月上旬を予定しているところでございます。

次ページ以降には、事業の実施条件などの概要箇所を抜粋して添付させていただいております。本資料、右下にP5ページでは、本審議会での説明をさせていただいております、ゾーニングの考え方や、同じく公園内での土地活用に関連してまいります文化産業関連施設

の建設の考え方などの条件として提示させていただいております。

また、P 6 ページでは、公園内に設置します管理棟などの建築条件や、公園施設の整備項目などを記載しております。こういった中での詳細の内容は、こちら公募指針の別紙になります要求水準書の中で、いろいろな条件を提示しているものでございます。

繰り返しになりますが、現在、事業者の公募をしている最中となっております。したがって、ちょっと事業者の提案の内容に影響が出てしまうといけませんので、本日はその詳細などについての、この場での発言は控えさせていただきたいと思っております。大変恐縮ですが、委員皆様のご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、事業者の決定後、改めて本審議会へ公園整備のコンセプトやデザイン等の報告をさせていただきたいと思っておりますので、またそのときはよろしくお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

中 西 会 長 ありがとうございます。

その当時から委員でいらっしゃった方もいらっしゃいますが、一応振り返っておきますと、この部分につきましては、もともとは公園とそれから建築というか開発の土地といったところを、いろんなことを勘案して、全体を公園として都市計画決定の変更をした部分です。

ただ、そのときに場所柄のよさといいますか、そういったものを勘案して、公園ではあるんだけども活用するというのも大事なことで、その活用が進むということを確認するために、都市計画審議会に適宜報告しなさいということをつけた上で、決定したという経緯があるということで、今日はその報告と、その付言に対する報告ということになるかと思います。

ただ、内容としては、具体的な計画というよりは、進めていますというご報告ですね。

ということですが、皆様、何かご質問等はございますか。また詳しい内容については、後の回でいずれ出てくるということだと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、私も今後の報告をまた楽しみにしたいと思います。

では、本件につきましても以上とさせていただきます。よろしいですかね。

それでは、これで本日の協議及び報告は以上で終了ということではよろしいですね。

事務局、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日はお忙しい中ご参加いただき、貴重なご意見、ご質問をいただきありがとうございました。

以降の進行を事務局にお返しいたします。

深 川 幹 事 委員の皆様、改めまして本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

閉会に先立ちまして、私のほうから何点か連絡事項がございます。この後、閉会後に見学会を予定してございます。

今、皆様がいらっしゃるこのせせらぎ公園、そちらを見て、その後、すぐ裏に多摩川浅間神社という歴史のある神社もございまして、そちらのほうを見学したいと思います。

一応そこまでを第1部、その後、時間と体力の許す方は、多摩川台公園という、これまた魅力的な公園もございまして、そちらを第2部で回らせていただきたいと思います。

なお、会議の終わってからの自由参加としておりますので、途中で帰られても大丈夫ですし、また別途でも大丈夫ですので、お任せしたいと思います。

2点目が、次回の開催になります。次回は、令和7年1月10日、年明けすぐになりますけれども、第185回都市計画審議会を予定しております。次回は大田区役所の本庁舎におきまして、午前10時からの開会を予定しております。

次回につきましては、今、蒲田の駅前周辺のまちづくり、大きく動き始めておりますので、駅の東西などを一緒に見ながら意見交換できたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、以上をもちまして本日の第184回大田区都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分閉会

会 長 署 名

指名委員署名
